

運賃改定のお知らせ

平素より神鉄バスをご利用いただきましてありがとうございます。

消費税法の一部改正により、二〇一九年十月一日から、消費税率及び地方消費税率の引上げが実施されることとなりました。

当社におきましても、輸送サービスの対価である運賃に、これらの消費税率引上げ相当分を適正に転嫁させていただくため、運賃の改定をいたします。

この度の運賃改定について、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

二〇一九年九月

神鉄バス株式会社

消費税率引上げに伴う路線バス（乗合バス）の運賃改定の実施について

神鉄バス株式会社（本社：兵庫県神戸市、社長：中尾浩）では、2019年10月1日からの消費税率変更に伴い、輸送サービスの対価である運賃に消費税率引上げ相当分を適正に転嫁させていただくため、近畿運輸局に路線バス運賃の上限変更認可申請（平均改定率1.636%【参考】消費税率引き上げ率1.852%）を行っておりましたが、申請どおり認可を受けましたので、下記のとおり運賃改定を実施いたします。

記

1. 運賃改定実施日 2019年10月1日

2. 現行運賃と改定運賃との比較

路線名	主要区間	普通運賃		通勤定期(1か月)		通学定期(1か月)	
		現行	改定	現行	改定	現行	改定
君影団地線	全線	160	160	6,300	6,720	5,400	5,760
中央病院線	西鈴蘭台駅前～鈴蘭台駅前	160	160	6,300	6,720	5,400	5,760
	鈴蘭台駅前～公民館前 公民館前～惣山町1丁目	160	170	6,720	7,140	5,760	6,120
星和台線	西鈴蘭台駅前～南五葉3丁目 南五葉3丁目～星和台2丁目	160	170	6,720	7,140	5,760	6,120
	西鈴蘭台駅前～星和台2丁目 (南五葉3丁目までを除く)	190	190	7,560	7,980	6,480	6,840

運賃の改定にあたっては、全体の改定率が110/108以内に収まるよう、上表を除く普通運賃および定期運賃を据え置きます。

以上